

タ イ ト ル	議会の議決を経ずに行った財産の取得について
---------	-----------------------

い つ 実施日時・工期	平成 1 4 年度から令和 6 年度まで
ど こ で 会場・開催地等	和光市教育委員会及び和光市
だ れ が 主催者・関係者	和光市教育委員会及び和光市
な に を 事業内容など	① 小学校教師用指導書 ② 第五小学校給食用備品 ③ 和光市総合体育館用備品 ④ 和光市総合福祉会館事務用備品
な ぜ 目的・理由	地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格が 2, 0 0 0 万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。
ど う し た 経緯・経過	9 件の契約について、議決を経ずに購入していたことが判明しました。
金 額	① 小学校教師用指導書 平成 1 4 年度購入分 契約金額 22,584,030 円 平成 1 7 年度購入分 契約金額 23,895,480 円 平成 2 3 年度購入分 契約金額 23,301,268 円 令和 2 年度購入分 契約金額 32,175,660 円 令和 6 年度購入分 契約金額 34,643,510 円

	②第五小学校給食用備品（平成１６年度） 契約金額 25,410,000 円 ③和光市総合体育館備品（平成１８年度） 契約金額 65,940,000 円 契約金額 21,210,000 円 ④和光市総合福祉会館事務用備品（平成１６年度） 契約金額 47,775,000 円
そ の 他	【事案が判明した経緯】 他自治体からの問い合わせを受け、過去１０年間の小・中学校の教師用指導書の購入実績を確認したところ、令和６年度及び令和２年度の小学校購入分が議決を経ずに購入していたことが判明しました。 その後、全庁的な契約について、財務会計システムに保存されている平成１１年度以降のデータを改めて精査したところ、他に７件の契約が議決を経っていないことがわかりました。 今後、令和６年和光市議会９月定例会に当該契約について追認を求める議案を提出いたします。 法令等にのっとり、行政の運営を行わなければならないにもかかわらず、議決を経ずして行われたことは、市民の皆様の市に対する信頼を失うことになり、深くお詫び申し上げます。 今後、このようなことがないように、これまで以上に確認体制を強化し、再発防止に努めてまいります。
問い合わせ先 担 当 課	○課名 学校教育課 氏名 辻 英一 電話 048-424-9147 ○課名 財政課 氏名 高野 晴之 電話 048-424-9099